

決算について

【Q1】決算報告書は毎年提出する必要がありますか。

【A1】決算報告書は法人、個人関係なく、基準日（決算日）から4ヶ月以内に毎年提出することになっています。（建設業法第11条第2項）

【Q2】経営事項審査（経審）を受けない場合、決算報告書は提出する必要がありませんか。

【A2】経審を受けなくても、決算報告書は提出する必要があります。

【Q3】下請負の立場で土木一式、建築一式工事を計上する事が出来ないのはなぜですか。

【A3】一式工事とは建設業法では「総合的な企画、指導、調整のもと土木工作物または建築物を建設する工事」のことを指します。この解釈は、発注者から直接工事を請け負った元請け業者が、工事全体の工程、技術、品質、安全性、下請負人間の施工調整など全ての面において主体的な役割を果たす立場となります。

また、一式工事については、必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件ではなく、工事の規模、複雑性からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれます。

もし、下請負の立場でこの役割を果たすとすれば、「一括下請け」となり建設業法違反となります。この考えから、下請負の立場で一式工事は含めないとしています。ただし、民間工事であり、発注者と元請負人間で一括下請けを合意しており、書面等にて確認出来る場合は下請負の立場で一式工事を認めております。

以上のことは、発注者保護の考えからとなっております。

【Q4】業務委託は工事に含めることは出来ますか。

【A4】業務委託内容によります。

パトロール、清掃、点検、草刈り、除雪など非建設業のみの業務委託に関しては、建設機械の使用の有無に関わらず、工事に含めることは出来ません。

ただし、非建設業と補修や改修、立て替えなどの建設業が混在している場合、建設業部分に関しては工事に含めることが出来ます。

完成工事高には建設業部分のみ計上し、それ以外の非建設業に関しては兼業売り上げに分けて下さい。

【Q5】その他工事とはどのような工事ですか。

【A5】その他工事には、建設業の許可を持たず500万円未満の軽微な工事（建築一式は1,500万円未満）を行った場合に計上するものを記載して下さい。

【Q 6】 請負金額は税込みでも問題ないですか。

【A 6】 経審を受審しない場合は税込み記載で問題ありません。

しかし、経審を受審する場合は法人であれば必ず「税抜き」で記載する必要があります。個人の場合は免税事業者である場合は、「免税事業者につき税込み」を選択すれば、税込みであっても経審を受審することはできます。